連載

特許係争の実務

大野総合法律事務所

弁護士・ニューヨーク州弁護士・弁理士 大野 聖二

第40講 国内消尽

第1 はじめに

特許権者等から特許発明の実施品(特許製品)を譲り受けた者が当該特許製品を業として使用したり、転売したりする等の行為は、形式上は業として特許発明を実施する行為に該当し、特許権の効力が及ぶように見える。

しかし、そのように扱うと、特許権者等から取得した特許製品の流通や利用を著しく制限することになり、ひいては産業活動を阻害することになってしまう。そこで、古くから特許権者等により国内で流通に置かれた特許製品については、特許権の効力を制限すべきではないかという議論がされてきており、これが国内消尽の問題である。

第2 国内消尽が認められる根拠

国内消尽についての規定は特許法に存在しないが、最高裁は、平成9年7月1日判決〔BBS事件〕1において、傍論としてではあるが、初めて国内消尽が認められる旨の判示を行い、平成19年11月8日判決〔インクタンク事件〕2において、「特許権者又は特許権者から許諾を受けた実施権者(以下、両者を併せて『特許権者等』という。)が我が国において特許製品を譲渡した場合には、当該特許製品については特許権はその目的を達成したものとして消尽し、もはや特許権の効力は、当該特許製品の使用、譲渡等(特許法2条3項1号にいう使用、譲渡等、輸出若しくは輸入又は譲渡等の申出をいう。以下同じ。)には及ばず、特許権者は、当該特許製品について特許権を行使することは許されないものと解するのが相当である」と判示し、国内消尽が認められる旨を明らかにしている3。

〔インクタンク事件〕最高裁判決は、国内消尽が認められる根拠に関して、「特許製品について譲渡を行う都度特許権者の許諾を要するとすると、市場における特許製品の円滑な流通が妨げられ、かえって特許権者自身の利益を害し、ひいては特許法1条所定の特許法の目的にも反することになる一方、特許権者は、特許発明の公開の代償を確保する機会が既に保障されているものということ

¹ 最高裁平成9年7月1日判決(民集51巻6号2299頁)「BBS事件」。

² 最高裁平成19年11月8日判決(民集61巻8号989頁)〔インクタンク事件〕。

^{3 〔}BBS事件〕最高裁判決は、国際消尽に関する事案であり、国際消尽に関する判示の前提として国内消尽に関して判示したものであり、その意味で傍論であるが、〔インクタンク〕事件では、国際消尽だけではなく、国内消尽も問題となった事案であるので、〔BBS事件〕最高裁判決が傍論として示した国内消尽が認められる旨の判断を判例として示したものである。